

高齢者見守り協力事業者登録制度における 協力事業者の方の役割について

<事業の目的>

ひとり暮らし高齢者等が地域で自立した生活を営めるよう、地域が主体となった見守り活動の支援に取り組んでいます。

こうした取り組みの一つとして、民間事業者（例：コンビニ、飲食店、公衆浴場など）の方に、地域で高齢者の見守り活動を行う協力事業者として登録をしてもらう、高齢者見守り協力事業者登録制度を平成 26 年 3 月から開始しました。

<事業の概要>

協力事業者は、業務中に、高齢者の気がかりな様子を見かけた際に各地域の長寿サポートセンターへ連絡するよう促したり、異変を確認したときは直接長寿サポートセンターへ連絡する、見守り活動を行っていただきます。

協力事業者には、「見守りステッカー」をお渡しし、事業者名等を区のホームページに掲載（任意）します。

<登録方法>

(1) 登録の依頼・受付

長寿サポートセンターの職員が、各店舗を訪問して、登録を依頼します。

また、随時登録の受付をしておりますので、登録を希望される事業者の方は、お近くの長寿サポートセンター又は長寿応援課シニア活躍支援係までご連絡ください。（連絡先は 3、4 ページに掲載）



(2) 申請書の提出

見守りステッカー

見守り協力事業者登録申請書（第 1 号様式）に記入の上、訪問した長寿サポートセンター職員に直接お渡しいただくか、後日、長寿サポートセンター又は区役所長寿応援課シニア活躍支援係へ郵送等によりご提出ください。

(3) 名簿への登録

申請書に基づき、区において、見守り協力事業者登録名簿に登録します。

(4) 登録証・ステッカーの送付

見守り協力事業者登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）と見守りステッカー（直径15cm程度の円形カラーシール）を区から郵送、又は長寿サポートセンター職員が直接お渡しにお伺いします。

- ※ ステッカーは、お店の入り口等、多くの人の目に付く場所に貼付してください。
- ※ 登録証は、適切に保管をお願いします。

(5) 見守り活動の開始

登録証等が送付されましたら、協力事業者として見守り活動の開始をお願いします。

- ※ 申請書で同意をいただいた事業者の方の名称及び所在地を、区のホームページ等で公表します。
- ※ 申請書に記入した内容に変更が生じた場合や、登録の取り消しを希望される場合は、区までご連絡ください。登録取消の際は、登録証をご返還いただきます。

見 守 り 活 動 に つ い て



業務中の可能な範囲で、主に以下の見守り活動をお願いします。

- (1) 業務中に、高齢者の**気がかりな様子(※)**に気付いた場合、長寿サポートセンターへ**相談するよう、促してください**。
(本人の同意があれば、代わりに長寿サポートセンターへご連絡いただくことができます。)

※「気がかりな様子」の例

〔病気等の可能性〕

◎具合が悪そうに見える。

〔認知症の可能性〕

◎自宅への帰り道がわからない。

◎話が通じない、かみあわない。

◎支払の計算ができない。

◎髪や服が乱れたり、汚れている。季節に合わない服を着ている。

〔消費者被害の可能性〕

◎最近、見かけない人が出入りしている。

〔その他〕

◎高齢者の家族が、介護で疲れているように見える。

- (2) 業務中に、高齢者の**異変(※)**に気付いた場合、長寿サポートセンターへ**直接ご連絡**ください。

※「異変」の例

〔家の中で倒れている等の可能性〕

- ◎異臭がする。
- ◎洗濯物が何日も干したままになっている。
- ◎新聞や郵便物がたまっている。
- ◎普段見かけるのに、しばらく姿を見かけない。
- ◎昼間でも雨戸が閉まったままになっている日が続いている

〔虐待の可能性〕

- ◎顔や体にあざがある。そのことについて話したがない。
- ◎家の中から怒鳴り声がある。

- (3) お店のお客様等から上記の(1)、(2)のような情報提供があった場合も、同様の対応をお願いします。

※ (1)、(2)のどちらの対応をするか判断に迷う場合は、長寿サポートセンターへご相談ください。

<個人情報の取り扱いについて>

高齢者の見守り活動を通じて取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、江東区個人情報保護条例（平成10年3月江東区条例第10号）に基づき、適正に管理をお願いします。

【主な注意事項】

- ◎ 個人情報を他に漏らし又は高齢者の見守り以外の目的に利用しないこと。
- ◎ 個人情報を物品の売買等の営業活動に利用しないこと。
- ◎ 登録を取り消された後も、同様に個人情報を適正に管理すること。

<問合せ・書類提出先>

◎江東区役所 福祉部 長寿応援課 シニア活躍支援係
〒135-8383 江東区東陽 4-11-28
Tel : 03(3647)9468 fax : 03(3647)9247
E-mail : 211102@city.koto.lg.jp



長寿サポートセンター一覧

センター名	住所	電話番号	FAX	担当地区
白 河	白河3-4-3-201 イーストcommons清澄白河2F	5646-1541	3630-6598	常盤、新大橋、森下1・2、三好3・4、 白河、高橋
海 辺	海辺12-13 千田福祉会館から東へ徒歩2分	3645-6761	3645-6781	千石、石島、千田、海辺、扇橋
住 吉	住吉1-9-5 特養・あそか園1F	3635-0646	3632-3617	森下3～5、猿江、住吉、毛利
平 野	平野1-2-3 深川ふれあいセンター2F	5639-9121	3641-1522	清澄、平野、三好1・2、佐賀、福住、 深川、冬木、門前仲町、木場3
古 石 場	古石場2-14-1-101 ウェルタワ-深川1F	3641-2801	5621-3545	永代、富岡、牡丹、古石場、越中島、木場2
東 陽	東陽6-2-17 高齢者総合福祉センター3F	5665-4547	5606-8863	木場4・5、東陽
塩 浜	塩浜2-7-2 特養・らん花園1F	5617-6213	5617-6050	塩浜、潮見、木場1・6
豊 洲	豊洲2-2-18 豊洲シビックセンター3F	5859-0566	5547-5400	豊洲、東雲、有明、青海、海の森
枝 川	潮見2-8-7 潮見駅から東へ徒歩2分 ※令和8年1月に移転予定 枝川1-8-15-101	5634-0158	5632-2036	枝川、辰巳
亀 戸	亀戸1-30-8 亀戸福祉会館から東へ徒歩2分	5627-2525	5858-8919	亀戸1・2・6
亀 戸 北	亀戸4-21-13 亀戸第四保育園と同じ建物3F	5626-0671	5626-0133	亀戸3～5
亀 戸 東	亀戸9-13-1 東京城東病院2F	5875-3451	5875-3452	亀戸7～9
大 島	大島6-14-4-103 URシティコート大島4号棟	5628-0541	3638-4515	大島3・5・6
大 島 西	大島4-1-37 UR大島4丁目団地内	3636-9857	5628-5125	大島1・2・4
大 島 東	大島9-6-16 特養・コスモス1F	5836-5301	3638-3585	大島7～9
北 砂 西	北砂3-31-19 砂町銀座通り	3615-4860	6388-9331	北砂1～3、5
北 砂 東	北砂6-20-30 特養・北砂ホーム1F	5606-1744	5683-2440	北砂6、東砂1・2
北 砂 南	北砂7-7-1-101 UR北砂7丁目団地内	6660-2050	6660-2070	北砂4・7、南砂4・5
東 砂	東砂4-16-12 末広通り商店街	5857-8243	5857-8240	東砂3～7
南 砂	南砂2-3-5-102 南砂2丁目住宅5号棟1F	3640-9851	3640-9920	南砂1・2
新 砂	新砂3-3-37 特養・三井陽光苑1F	5653-1735	5632-3212	東砂8、南砂3・6・7、新砂、新木場、 夢の島、若洲